



産業廃棄物処分量許可証

住 所 札幌市白石区平和通10丁目北6番17号
 名 称 北海道アオキ化学 株式会社
 代表取締役 田口 淳之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和 2年 3月28日
 許可の有効年月日 令和 7年 3月27日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 中和

ア 廃酸

イ 廃アルカリ

以上ア、イは水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

(2) 破碎

ウ 廃プラスチック類

エ 金属くず

オ ガラスくず、コンクリートくず（工物の塵、礫、砕石に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず

以上ウ、エ、オは石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
中和	白石区平和通10丁目北6番17号	平成12年1月25日	20 m ³ /日
破碎		平成12年9月4日	0.8 t/日（上記1(2)ウ）
			1.6 t/日（上記1(2)エ）
			4.0 t/日（上記1(2)オ）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和50年 3月20日 新規許可
 平成 2年 3月28日 更新許可
 平成 7年 3月28日 更新許可
 平成12年 1月25日 変更許可【吸着（廃酸）、濃縮（廃アルカリ）の廃止、上記1(1)ア、イ（中和）の追加】
 平成12年 9月 4日 変更許可【上記1(2)ウ、エ、オ（破碎）の追加】
 平成17年 3月28日 更新許可
 平成22年 3月28日 更新許可
 平成25年 7月 5日 廃止届受理【焼却（廃プラスチック類、ゴムくず）の廃止】
 平成27年 3月28日 更新許可
 令和 2年 3月28日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

書換交付

令和 4年 5月27日

事由

代表者の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。